

公正な刑事手続と証拠開示請求権

斎藤, 司

<https://hdl.handle.net/2324/1654974>

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2）

氏 名 : 齋藤 司

論 文 名 : 公正な刑事手続と証拠開示請求権

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の問題意識は、日本における刑事証拠開示に関する従来の学説や判例が、証拠開示問題は昭和刑訴法以降に発生した当事者主義固有の問題であることを前提とし、また当事者主義という公判手続の構造に着目するあまり当事者主義と証拠開示との具体的関係や起訴前手続と公判手続との関係を踏まえた議論がそれほどなされてこなかったのではないかというものである。この問題意識のもと、本論文は、規範論の観点から証拠開示に関する具体的規範を明らかにし、バランス論との観点から起訴前手続(証拠収集)のあり方を踏まえた証拠開示の具体像を示すことも目的としている。

その目的のための作業として、まず昭和刑訴法制定過程までの時期を対象にした分析を行っている。その結果、①治罪法や明治刑訴法の記録閲覧制度は、被告人側による証拠収集を否定しつつも、予審による公平な証拠収集の過程や結果を公判段階で被告人側に閲覧させることによって、公正かつ武器対等の公判手続を保障しようとするものであった(一極的な証拠収集を前提とした開示制度)こと、②もっとも、この制度は予審の証拠収集の偏りや一方当事者たる検察官による証拠収集の活性化によって、次第にその意義を失っていったこと、③これらの問題を解決するため、予審の証拠収集へ被告人側の関与を認め、その前提として記録閲覧を一定程度認める立法提案がなされ、その一部が大正刑訴法として実現したこと、④昭和刑訴法の制定過程では、予審の権限を警察・検察官に移譲したうえで一極的な証拠収集を前提とした開示制度の提案と、警察・検察による証拠収集を裁判官の令状審査により統制する一方で被疑者側の証拠収集も認め開示対象を検察官請求証拠に限定する制度の提案が示されたことを明らかにした。そうすると、捜査機関による一極的な証拠収集を前提とする場合は、二極的な証拠収集に近い英米法とは別の視点も必要となる。

この問題意識のもと、一極的な証拠収集を前提とする開示制度をとるドイツの分析を行っている。その結果、ドイツでは、①法的聴聞請求権(基本法 103 条 1 項)や公正な刑事手続を請求する権利(欧州人権条約 6 条)などから、実効的に意見表明できるという意味での被疑者・被告人の主体性保障が導かれ、その不可欠の前提として記録閲覧権が保障されていること、②第二次世界大戦までに一極的な証拠収集を前提とする職権主義構造自体の改革はほぼ断念され、その後は職権主義や検察官が主宰する証拠収集手続を前提としながら被疑者・被告人の法的主体性を保障するための記録閲覧権の保障を目指した議論がなされてきたこと、③その議論内容は、捜査手続の過程や結果はすべて記録され開示されるべきこと、例外的に国家や第三者の憲法上の権利・利益を害する場合には不開示も認められること、捜査段階における記録閲覧権の実効的な保障などであったことを明らかにした。

以上の成果を踏まえ、最後に、①日本においても、精密司法と呼ばれる現行実務を前提とする限りでは、捜査手続の過程や結果は原則として開示されるべきこと、②不開示を認める例外的場合は国家や第三者の憲法上の権利が侵害される場合に限定されるべきこと、③捜査段階においても、捜査機関による証拠収集を不当に制限しない限りでの証拠開示が認められるべきこと、④当事者主義構造をとらない再審請求手続においても証拠開示請求権が認められるべきことなどを示した。